

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
2	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	文部科学省	1~5
5	家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し	厚生労働省	6
7	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等	厚生労働省	7
11	学校給食費に係る児童手当からの特別徴収	文部科学省	8~16
13	農地中間管理事業に係る制度の見直し	農林水産省	17~25
14	土地改良事業に係る受益地の変更要件等の明確化	農林水産省	26~29
45	建設業許可申請等に係る都道府県経由事務の見直し	国土交通省	30~35
31	地方公共団体が実施する災害時飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練時の規制の見直し	国土交通省	36~43

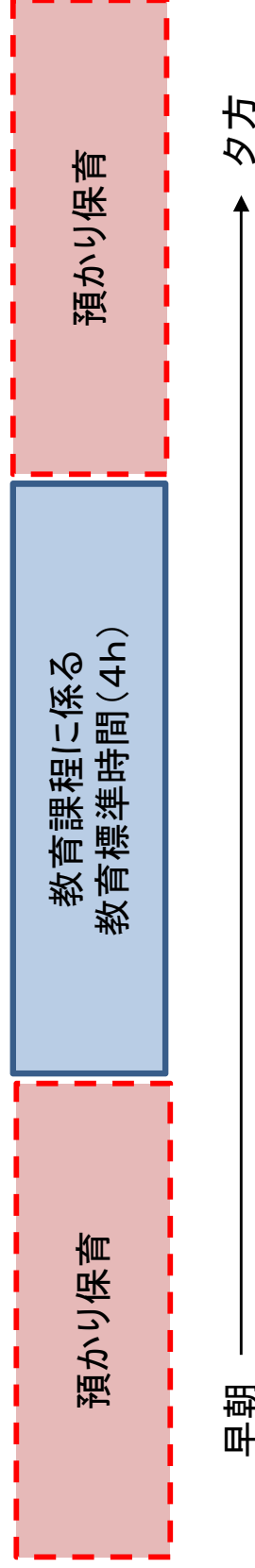
幼稚園における「預かり保育」の概要

- 幼稚園においては、保護者の保育ニーズに対応して、教育課程に係る教育時間(4時間)の前後に園児を預かる「預かり保育」を一般的に実施(私立96.5%、公立66.0%)。

※預かり保育を実施している園は、その多くが毎日実施しており(週5日実施:約8割)、長期休業中も預かり保育を実施している園が多い(通年の実施:約7割)。また、長時間の預かりを行っている園が多い(平日17時まで実施:約7割、長期休業中に8時間超実施:約6割)。

- 平成10年から、教育課程を編成する際の国の基準である幼稚園教育要領に、「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」として位置付け、実施に当たったの留意事項を示しており、各園ではこれに基づき対応。

〈正規の教育時間と預かり保育〉



一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について（H30）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可）

【要件】

・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立） ※ 新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本
（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）

・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども） ※ 非在籍園児の利用が少数であること等の場合には非在籍園児も預かり可能

・配置職員 認可保育所と同じ

0歳児	3:1	1・2歳児	6:1
3歳児	20:1	4歳以上児	30:1

※ 算出される数が1人の場合でも2人以上配置

上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合、かつ幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの

支援を受けられる場合は、専任職員は1人で可（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）

・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）

※ ただし、担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

一時預かり事業（幼稚園型）などの職員配置要件について

- 一時預かり事業（幼稚園型）に従事する職員の配置については、幼稚園本体の教員による支援を受けられることも考慮し、他の事業・施設と比べて、柔軟な要件を設定（下表の赤字部分）。
- 平成29年4月時点で、公立幼稚園の約45%が本事業を利用。なお、現時点で本事業を利用していない園についても、大半は、本事業の職員配置要件を充足していると承知。

	一時預かり事業（幼稚園型）	一時預かり事業（一般型）	保育所・認定こども園
職員数	3歳児	20:1	同左 ※加算で15:1に対応
	4・5歳児	30:1	同左
有資格者割合	$\frac{1}{3}$ <u>（保育士又は幼稚園教諭）</u>	$\frac{1}{2}$ （保育士）	基本的に全員 （保育士・保育教諭）
有資格者以外の職員	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員 ・<u>小学校教諭免許所有者</u> ・<u>養護教諭免許所有者</u> ・<u>養成課程を履修中の学生</u> ・<u>更新講習を受講せず免許状が失効した者</u> 	子育て支援員	—

1 教育職員及び教育の職にある者

- (1) 現職教員
- (2) 校長、副校長、教頭、指導主事等

2 教育職員に任命され、又は雇用されることとなっている者及びこれに準ずるもの

- (1) 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であった者であって、教育職員とな
ることを希望する者
- (2) 認定こども園や認可保育所等で勤務する保育士
- (3) 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者
例：教員採用内定者、
教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員
リストに登載されている者

教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）

（免許状更新講習）

第九条の三

3 免許状更新講習は、次に掲げる者に限り、受けることができる。

- 一 教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者
- 二 教育職員に任命され、又は雇用されることとなつている者及びこれに準ずるものとして文部科学省令で定める者

免許状更新講習規則（平成20年3月31日文部科学省令第10号）

（講習を受講できる者）

第九条 免許法第九条の三第三項第一号に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

- 一 校長、副校長、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者並びに免許法施行規則第六十九条の三に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）（次項第一号において「学校」という。）において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で常時勤務に服する者

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に従事している者として免許管理者が定める者

三 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。）

ホ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定したもの

四 前三号に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

2 免許法第九条の三第三項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、次に掲げる者であつて、普通免許状若しくは特別免許状を有する者、普通免許状に係る所要資格を得た者、教員資格認定試験に合格した者、免許法第十六条の三第二項若しくは第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有する者又は教育職員免許法施行法第二条の表の上欄各号に掲げる者とする。

一 学校の校長、副校長、教頭又は教育職員であつた者であつて、教育職員となることを希望する者（前項第一号から第三号までに該当する者を除く。）

二 次に掲げる施設に勤務する保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所

ハ 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（幼稚園を設置する者が設置するものに限る。）

【重点事項5】家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直し

1. 現行制度について

家庭的保育事業等（1）は、集団保育の提供などの保育内容の支援、職員が病気の場合等の代替保育の提供、3～5歳児の受け皿の確保、の連携を連携施設（保育所、認定こども園又は幼稚園（2））から確保しなければならぬ。

（1）家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（保育所型事業所内保育事業についてはのみ）

（2）家庭的保育事業を行う場所以外において代替保育を提供する場合は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合には、事業の規模等を勘案してその他市区町村が適切と認める事業所。

連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行えと市町村が認める場合には、平成31年度末までの間、連携施設を確保しないことができる。

2. 主な提案内容について

連携施設の対象に自治体の認証保育所や企業主導型保育所などを加える、連携項目のうち代替保育の提供を任意項目とするという要件緩和を行うこと。

5年間の経過措置期間中に家庭的保育事業者等が連携施設を確保できないため、経過措置を延長すること。

3. 回答について

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要。家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組み。

連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された認可保育園等が担うことが望ましい。

5年間の経過措置の延長については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討。（「子ども・子育て会議」において議論）

【重点事項7】

保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充等 (参考資料)

<事業所内保育事業の定義について>

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

第六条の三 （略）

12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ～ハ （略）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

平成 30 年 8 月 7 日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

地方自治法に定める債権の強制徴収について（基礎資料）

法：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

令：地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

1．強制徴収の対象となる債権

- 強制徴収の対象となるのは、法第 231 条の 3 第 3 項に基づき、地方公共団体が、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権。
- 具体的には、分担金、加入金、過料、法律で定める¹使用料その他の地方公共団体の歳入が規定されている。
- したがって、強制徴収の対象となる債権は、法に定めるもののほか、他の法律に、地方税の滞納処分の例により処分することができる旨を規定する地方公共団体の歳入に限られる。

【法】

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

¹ 「「法律で定める」の字句は、「使用料」と「その他の普通地方公共団体の歳入」の両方にかかるものである（昭和 39・3・3 行実。）」 橘田幸雄「債権の強制徴収制度について」『地方自治』NO.492（昭和 63 年）106 頁。

2 . 強制徴収の特徴・性質

- 法第 240 条第 2 項に基づく令第 171 条の 2 は、地方公共団体の債権について、強制徴収により徴収する債権を除き、地方公共団体が法第 231 条の 3 第 1 項又は令第 171 条にもとづく督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、裁判上の手続き（強制執行等）をとらなければならない旨を規定。
- 一方、強制徴収（法第 231 条の 3 第 3 項）は、地方公共団体が地方税の滞納処分の例により処分するものであり、裁判上の手続き（強制執行等）によらず、強制的に債権の内容を実現できる自力執行権を行政庁に認めるもの。
- すなわち、法は、地方公共団体の債権について、督促をしてもなお履行されない場合においては、裁判上の手続きをとることを基本としている。したがって、これに則らない強制徴収については、その対象となる債権の範囲を安易に拡大することは適切でなく、法律上、いかなる要件が具備されれば認めうるものであるか、ということを重視しつつ、検討を行う必要がある。

【法】

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【令】

（督促）

第七十一条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

（強制執行等）

第七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第七十一条の五の措置をとる場合又は第七十一条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続きをとること。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求すること。

3 . 強制徴収の手続

強制徴収は、指定された期限までに納付すべき金額を納付しない者を対象に、主に次の手続を経るものであり、行政処分を伴う。

督促（滞納処分の前提要件²）

財産調査

滞納処分（財産の差押え、換価、配当等）

* 「滞納処分を組成する各手続は、それぞれ独立した行政処分である。したがって、差押え、換価、配当等の各処分は独立して不服申立て又は訴訟の対象となる」³

なお、強制徴収に携わる徴収職員には、財産調査のための質問検査権が与えられている。このため、徴収職員は、質問検査権に基づき滞納者の物や住居等を把握することができる。一方、動産の強制執行に携わる執行官は、質問検査権を持たず、私債権者が申立書に記載した動産の所在場所の範囲でしか執行できない（参考資料参照）。両者の比較からは、徴収職員は、財産の差押えに際し、質問検査権に基づく広範な搜索が可能であり、その分、差押えの確実性も高く、強制度が強いと解される。

（参考資料）徴収法と執行法の差異の意味

「（前略）両者のそもそもの根本的な相違点は、滞納処分に対しては手続的な面で自力執行権が付与されているということ。国（徴収職員）と私債権者という債権者としての立場に違いがあるということと考える。

債権者でありながら徴収職員には財産調査のために質問検査権（徴収法 141）が与えられ、滞納処分のため必要があるときには搜索の権限（徴収法 142）が認められている。搜索の権限に関しては、執行官においても、債務者が占有する動産の差押えを行う際に、債務者の住居等の場所に立ち入り、債務者の占有する金庫等について目的物を搜索することができる（執行法 123）。しかしながら、その前提として、私債権者は申立書に差し押えるべき動産の所在場所を記載する必要があり、執行官はその範囲でのみしか執行することができない。これに対して、徴収職員による搜索は、滞納者等の物又は住居その他の場所につき行うことができるが、その物や場所は、徴収職員自身が有する質問検査権等に基づき把握することができる。つまり、徴収職員と執行官との権限の差もあるが、広範囲の調査権を持つ債権者たる国（徴収職員）と調査権を持たない私債権者とでは、債権者としての立場が著しく相違しているのである。さらに、執行法、強制執行においては、債権者と債務者が対等であるということも大きな相違点である。」⁴

² 橋田、104 頁。「督促は滞納処分の前提要件であるから、督促がなされない限り滞納処分手続きに入ることはできない。」「なお、地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号）においても督促状の発布は滞納処分の前提要件となっている（地方税法の督促及び滞納処分に関する規定は、各税目ごとに置かれている。例えば、法人等の道府県民税につき同法第 66 条以下等。）」

³ 国税庁『国税徴収法（平成 30 年度版）』第 1 章総説第 1 節国税徴収法のあらまし、6 頁。

⁴ 谷川英昭（税務大学校研究部教育官）「差押禁止財産に関する考察」『税務大学校論叢』57 号（平成 20 年）

地方公共団体による学校給食費の強制徴収について（検討）

- 地方公共団体は、地方税の滞納処分の例により処分する（行政処分を行う）ことができる主体として、法律に規定しうる。
- 一方、国立学校の設置者である国立大学法人や私立学校の設置者である学校法人⁵については、地方税の滞納処分の例により処分を行いうる主体として、法律に規定しえない。
- もとより、学校給食法は、学校の設置者が公的主体又は私的主体のいずれであるかを区別せず、学校給食の実施を努力義務として規定している。このような法律の構成において、学校給食費について、地方公共団体が地方税の滞納処分の例により処分を行うことができる旨を規定することは、学校給食を実施する公立学校の設置者である地方公共団体のみ自力執行権を付与することとなり、適当ではない。
- また、自力執行権という強制的で強力な権限を地方公共団体に付与するにあたっては、これを基礎づけるに足る法律上の要件が不可欠と考える。
- このような観点から、地方公共団体が地方税の滞納処分の例により処分を行いうる歳入について規定する法律を調査すると、【別添】のとおり、当該歳入と密接に関わる事業や行為が、地方公共団体の義務として規定されており、法律上の強い責務があることが確認できる。換言すれば、各地方公共団体は、自らの意思によって当該事業や行為を免れることができず、必ず実現しなければならないがゆえに、これに必要な収入をより確実に得られる手段が付与されているといえる。
- このことから、学校給食費について、地方公共団体が地方税の滞納処分の例により処分を行うことができる旨を法律に規定するにあたっては、同時に、学校給食の実施を学校の設置者の義務として規定し直す必要がある。しかしながら、そもそも、学校給食の実施を学校の設置者の義務としなければならない実情はない。また、公立学校の設置者は地方公共団体であり、地方分権の推進に反することから、学校給食の実施を義務とすることはできない。
- 以上から、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とすることは困難である。

学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）
（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

⁵ 私立学校には、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）に基づく学校設置会社もあるが、これまで、学校給食を実施する者は把握していない。

地方公共団体が地方税の滞納処分の例により処分を行いうる歳入について
規定する法律の例

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

（保険者）

第三条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（滞納処分）

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

（保険者）

第三条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

（滞納処分）

第一百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

（後期高齢者医療）

第四十七条 後期高齢者医療は、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

（広域連合の設立）

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

（特別会計）

第四十九条 後期高齢者医療広域連合及び市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（被保険者）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

一 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する七十五歳以上の者

二 後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者であつて、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める程度の障害の状態にある旨の当該後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの

(広域連合の設立)

(滞納処分)

第百十三条 市町村が徴収する保険料、後期高齢者医療広域連合が徴収する徴収猶予した一部負担金その他この章の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

母子保健法（昭和40年法律第141号）

(未熟児の訪問指導)

第十九条 市町村長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

(養育医療)

第二十条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療（以下「養育医療」という。）の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。

3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療

四 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

五 移送

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十条の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した市町村長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

3 第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第二十一条の六 市町村は、障害児通所支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費若し

くは特例障害児通所給付費又は同法に規定する介護給付費若しくは特例介護給付費（第五十六条の六第一項において「介護給付費等」という。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該障害児につき、政令で定める基準に従い、障害児通所支援若しくは障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害児通所支援若しくは障害福祉サービスの提供を委託することができる。

第二十四条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第二十八条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第三十条第一項第二号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。

6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第四十二条第一項又は第五十四条第一項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。

一 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

二 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い、又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）

四 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村以外の者の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

（以下略）

第五十六条

2 第五十条第五号、第六号、第六号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用を支弁した都道府県又は第五十一条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

6 第一項又は第二項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

7 保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に掲げる乳児又は幼児の保護者から、善良な管理者と同一の注意をもつて、当該各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わない場合において、当該保育所又は幼保連携型認定こども園における保育に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めるとき又は同条第二項の規定により当該幼保連携型認定こども園における保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該設置者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第二十八条第二項第一号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第二項第二号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定める額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）の合計額から同条第四項におい

て準用する同法第二十七条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額
(当該支払がなされなかつたときは、当該合計額)

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

附 則

(保育所に係る委託費の支払等)

第六条 市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設(都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。)から特定教育・保育(保育に限る。以下この条において同じ。)を受けた場合については、当該特定教育・保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。)に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額)に相当する額(以下この条において「保育費用」という。)を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

- 4 第一項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。
- 7 第四項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

農地中間管理事業について

平成30年8月7日
農林水産省

農地中間管理機構とは

目標

○ 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現（農地の集積・集約化でコスト削減）

政策の展開方向

農地中間管理機構の整備・活用（法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進）

農地中間管理機構（農地集積バンク）
（都道府県に1つ）

- ① 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、遊休農地等について、農地中間管理機構が借受け
- ② 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して、貸付け
- ③ 農地中間管理機構は、当該農地について農地としての管理
- ④ 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・遊休農地解消を推進

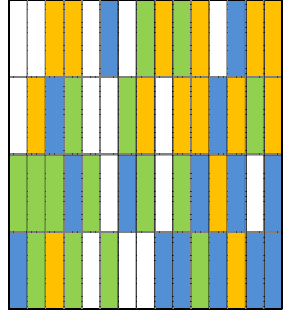
出し手

受け手

借受け

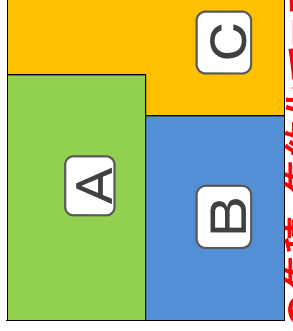
貸付け

地域内の分散・錯綜した農地利用



農地の集約（イメージ）

担い手ごとに集約化した農地利用

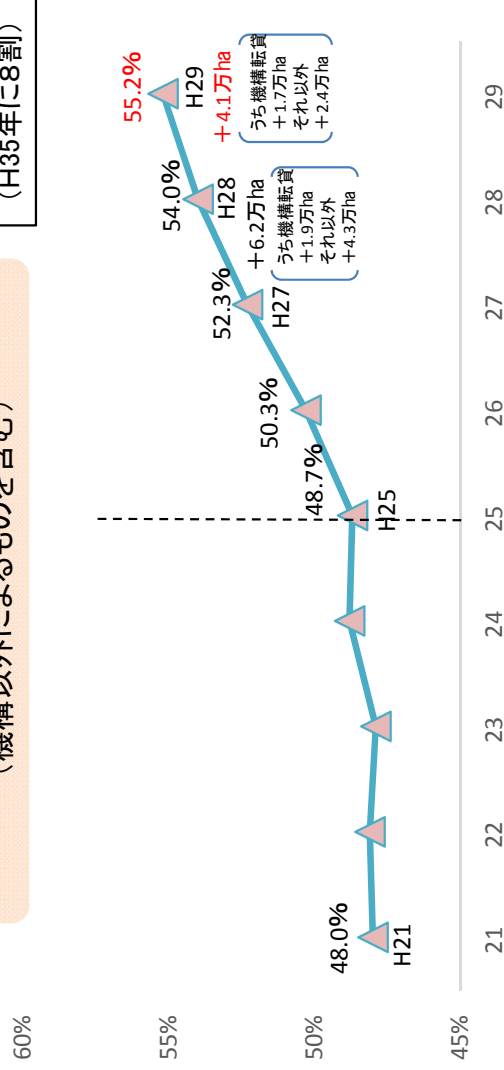


農地の集積・集約化でコスト削減

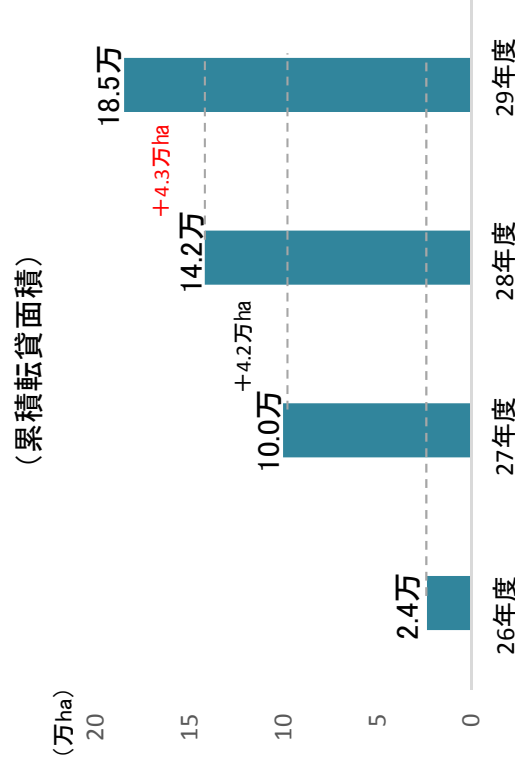
農地中間管理機構による農地集積の状況（平成29年度）

- 農地中間管理機構が活動を開始した平成26年度以降、担い手への農地の集積面積は再び上昇に転じ、**平成29年度は4.1万ha増加し、そのシェアは55.2%**となった。
- 平成35年の目標（担い手のシェア8割）の達成に向けて、**更なる加速化が必要**。
- このため、昨年度の土地改良法改正により創設された**農家負担のない農地整備事業**や、今国会での**基盤法改正**により措置された**所有者不明農地対策**など、**機構に関連して創設された制度の本格的な活用**を進める。
- また、**機構法の施行後5年後見直しの検討**の中で、
 - ① **煩雑で時間が掛かると言われている機構の手続の見直し**
 - ② **機構以外の農地集積手法の見直し**
 等を進める。

全耕地面積に占める担い手の利用面積のシェア
(機構以外によるものを含む)



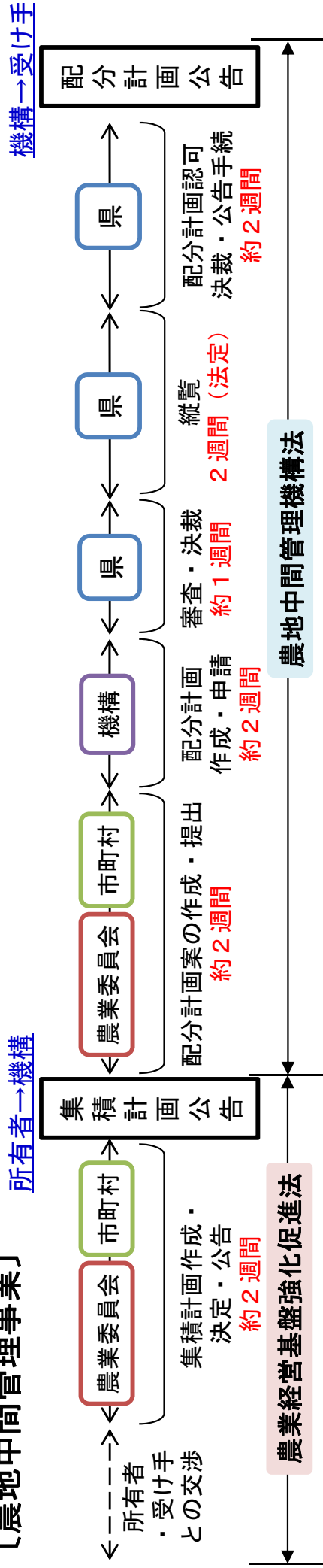
農地中間管理機構の取扱実績
(累積転賃面積)



農地中間管理事業の手続・期間

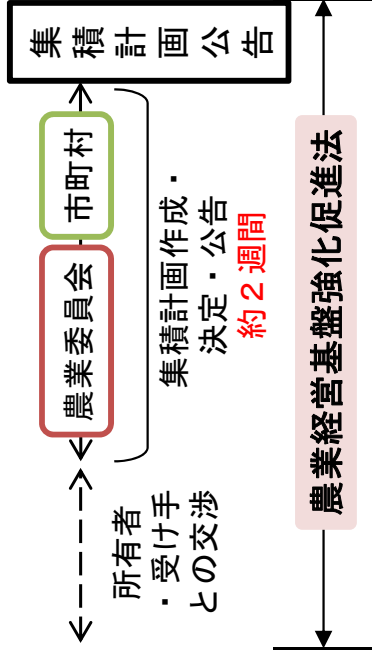
- 農地中間管理事業においては、担い手の規模拡大が進み市町村の区域を超えて農業経営を行う者が増えていることを踏まえ、市町村の区域を超えた農地の貸借を一括して行うため、機構が貸借に係る計画を作成し、都道府県知事がそれを認可することにより貸借の効果が生ずることとしている。
- また、農地の貸付先を選ばれるか否かで借受希望者の規模拡大に影響があることを考慮し、貸付けに際して、利害関係人に2週間の意見書の提出の機会を与えるという手続を設けている。
- 機構から貸し付けた農地の貸借の期間の終了後は、その時点での状況に応じて再度貸付先を検討することが適切であることから、同一の者に貸し付ける場合でも、再度同様の手続を行うこととしている。

〔農地中間管理事業〕



〔農地利用集積円滑化事業〕

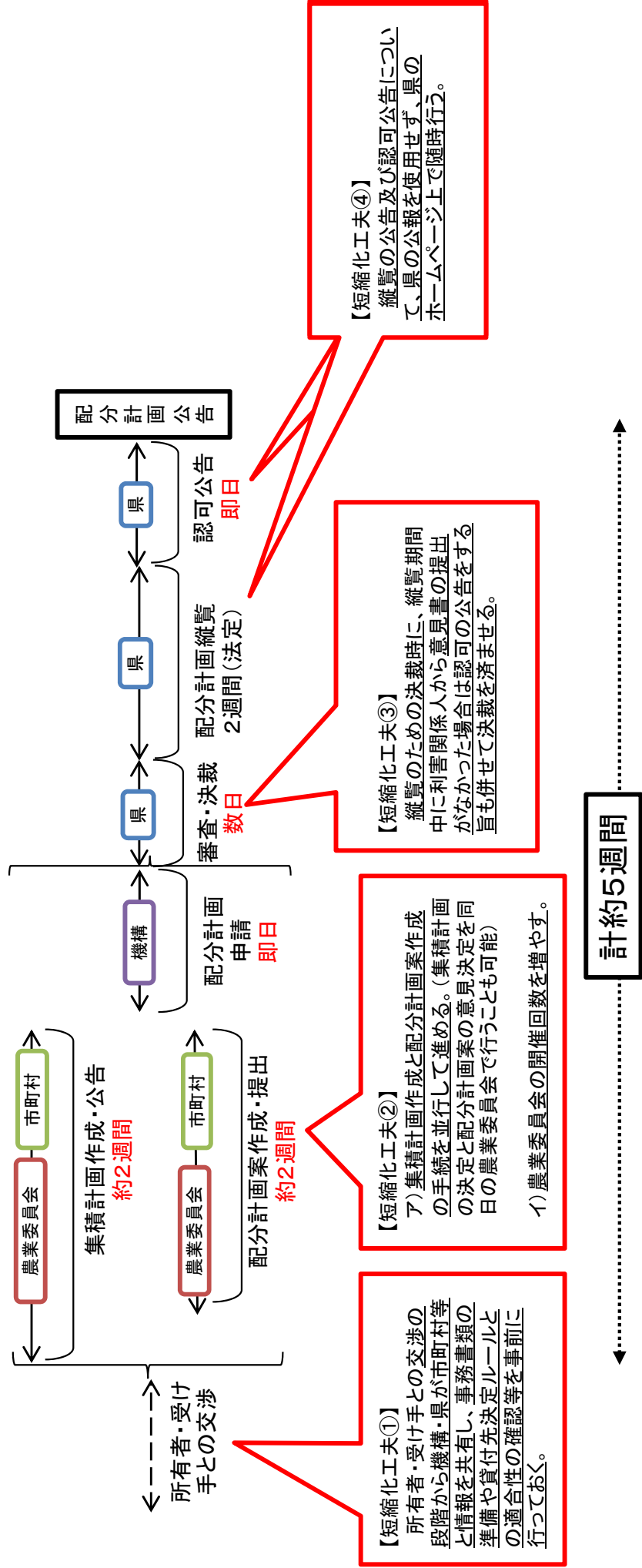
所有者→円滑化団体→受け手
(一つの計画で権利設定)



農地中間管理事業の手續の短縮化に向けた取組

- 農地中間管理事業の手續の短縮化に向け、運用上の工夫を取りまとめて、各都道府県・農地中間管理機構に対して通知（平成27年12月・平成28年12月）。
- 機構から同一の農業者に再度同じ農地を貸し付ける場合や、農地所有適格人であることが農業委員会により確認されている法人に貸し付ける場合等に、配分計画の認可に際して、機構から都道府県知事に提出する書類の一部を省略することができるよう、省令を改正（平成30年7月施行）。

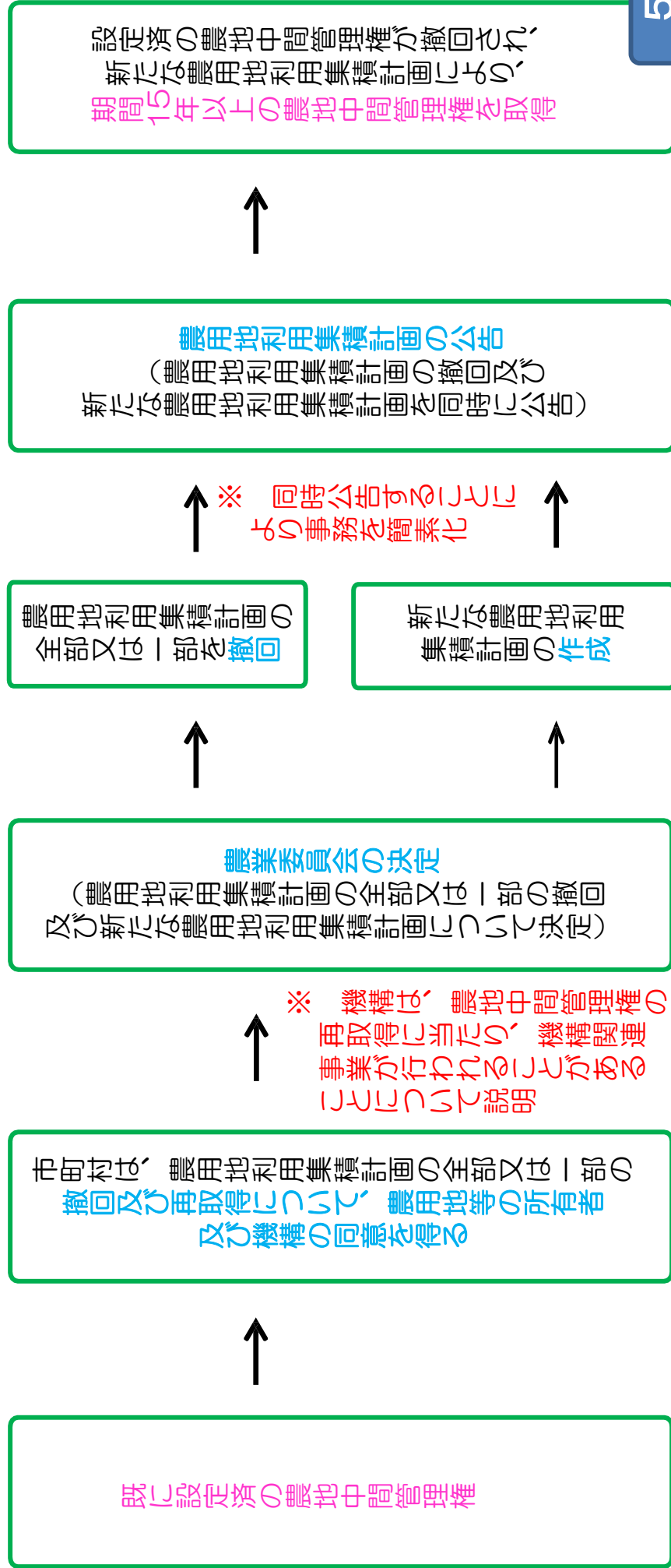
○ 手續期間短縮化の例（上記の通知において示したもの）



機構関連農地整備事業の実施に向けた手続の簡素化

- 平成29年の改正土地改良法により創設された機構関連農地整備事業は、農業者の申請、同意及び費用負担によらず行う土地改良事業である。
- この事業の創設に伴い、農地中間管理権の取得に当たってあらかじめ当該事業が行われることがあることについて機構から農地所有者に対して説明することとされた。改正土地改良法の施行（平成29年9月25日）後にその説明をした上で農地中間管理権を取得した農用地がこの事業の対象となっている。
- このため、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地については、一度解約し再取得することが必要となる。この手続について、個別に農地法に基づく合意解約手続を行うのではなく（農業委員会への通知が必要）、市町村による集積計画の撤回で対応することが可能である旨の解釈を示し、手続が簡素化されるよう、事務連絡を発出したところ（平成29年9月）。

○ 農地中間管理権の再取得の手続の簡素化の例（上記の通知において示したものの）



○ 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）（抄）
（農用地利用配分計画）

第十八条 農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転（以下この条及び第二十一条第一項において「賃借権の設定等」という。）を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項の認可の申請があったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該農用地利用配分計画を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、都道府県知事に意見書を提出することができる。

4 （略）

5 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用配分計画の定めるところによって賃借権又は使用貸借による権利が設定され、又は移転する。

7 （略）

（計画案の提出等の協力）

第十九条 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。

2 農地中間管理機構は、前項の場合において必要があるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等（農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。）について、前条第一項及び第二項の規定の例により、同条第四項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。

3 市町村は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。

(業務の委託)

- 第二十二條 農地中間管理機構は、農用地利用配分計画の決定その他農林水産省令で定める農地中間管理事業に係る業務を他の者に委託してはならない。
- 2 農地中間管理機構は、農地中間管理事業に係る業務(前項に規定する業務を除く。)の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- 3 前二項の規定は、第十九条第一項又は第二項の規定による協力の求めには、適用しない。

附 則
(検討)

第二條 政府は、この法律の施行後五年を目的として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に關し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し(農地中間管理機構に対する賃料に係る助成の見直しを含む。)その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 (略)

○ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)(抄)

(農用地利用集積計画の作成)

第十八條 同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。

2~5 (略)

(農用地利用集積計画の公告)

第十九條 同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(公告の効果)

第二十條 前條の規定による公告があつたときは、その公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

○ 土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）（抄）

附 則

第四条 第二条の規定による改正後の土地改良法（以下「新土地改良法」という。）第八十七条の三 第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地（土地改良法第二条第一項の規定により行う土地改良事業の下この条において同じ。）（新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。）について適用する。

農業生産基盤整備事業（線的整備事業）の 受益地に係る変更要件の明確化について

平成30年8月7日
農村振興局